最終更新日:2015年12月11日
三谷商事株式会社
代表取締役社長 三谷聡
問合せ先:総務部総務課 0776-20-3111
証券コード:8066
http://www.mitani-corp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の効率化と健全性を高めていくことにより、株主をはじめ取引先・従業員等にとっての企業価値を増大させることが基本的な方針と考えており、経営の意思決定の迅速化、経営の透明性の確保、監督・監査機能の強化を図るため、コーポレートガバナンスが経営上の最重要課題と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後の海外投資家比率を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知等の英訳を検討してまいります。

【補充原則2-5-1】
当社は、経営陣から独立した窓口を設置することに関しては今後の検討課題であると考えております。

【原則3-1】
(v)個々の選任・指名についての説明
社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。社外役員候補者以外の選任理由を開示しておりませんが、来年度以降の「株主総会招集ご通知」において、個別の選任理由を開示する予定であります。

【補充原則4-1-2】
当社は、経営環境の変化が激しい中で、計画値と実績値の大幅な乖離が生じる可能性が高いという観点から、中期経営計画を策定しておりません。一方、単年度業績予想と実績との乖離に関する原因分析は毎月行っており、決算発表を通じて開示・説明を行っております。
具体的な中期経営計画の策定および適切に開示するための方策・時期については今後の課題であると考えております。

【原則4-8】
当社は、独立社外取締役は1名ではありますが、他上場企業での役員等兼任がないことと、当社事業規模からみて、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて社外監査役2名の体制で十分に経営の監視および監督は機能できるものと考えており、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が生じた場合は、候補者の選定を検討してまいります。

【原則4-9】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会の審議により、独立社外取締役を選定しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法・評価結果の概要の開示方法も含めて、今後の検討課題であると考えております。

【補充原則4-12-1】
(i)取締役会招集通知には、付議するすべての議案名を記載して、会日の1週間以上前に送付しております。会日は6月を除き毎月第7営業日に開催しており、前月の連結決算速報を報告しております。以上の点から取締役会資料の事前配布は時間的に困難でありますが、今後の検討課題であると考えております。

【原則5-2】
当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、将来の事業展開と経営体質強化に備えて必要な内部留保を確保しながら、業績の状況を総合的に勘案して中長期的な観点から、安定的に配当することを基本としております。また、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する資本政策の遂行を可能とするために、自己株式の取得を行うこととしております。
なお、収益力・資本効率に関する具体的な数値目標は設定していないため、現段階で公表することは今後の検討課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
(1)政策保有株式に関する方針
当社は、中長期的な視点から企業価値の向上を継続的に実現するために、信頼関係や取引関係の維持・強化することを目的として保有して いく方針であります。

(2)政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の持続的な企業価値向上や株主還元等の観点から、議案ごとに精査し賛否を判断しております。

【原則1-7】
当社の取締役会規則に基づき、当社と当社役員との直接取引、当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引等、会社法に定める利益相反取引については、取締役会において事前承認を行っております。また四半期ごとに取締役会において取引状況を報告しております。

【原則3-1】
(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の社是を経営理念として、事業展開を行っております。
社是 1.開拓者精神
2.綜合商社の目的達成
3.働きがいのある職場達成
4.私達は会社の仕事を通じて社会に貢献しよう
(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書1－1. 基本的な考え方に記載しております。
(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社有価証券報告書にて開示しております。
(iv)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が、人格・経験・識見・能力等を総合的に勘案し、適任であると判断した候補者について、取締役・監査役候補者の指名・選定を行っております。

【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会規則に基づき、法定の取締役会決議事項、株主総会で取締役会に決定を委任された事項、その他取締役会が必要と認めた重要な事項について、取締役会において決議しております。取締役会において決議された経営戦略や経営計画の方向性に基づき、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、迅速な業務執行が可能な体制を整備しております。

【原則4-8】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の箇所に記載

【原則4-9】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の箇所に記載

【補充原則4-11-1】
取締役会は、社内および社外から、豊富な経験・高い見識・高度な専門性を有する者で構成し、多様性および全体として知識・経験・能力が当社にとって最適な形で確保されるよう努めております。また、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持することとしています。

【補充原則4-11-2】
当社取締役・監査役の重要な兼職状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告ならびに価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の箇所に記載

【補充原則4-14-2】
当社は、新任の社外取締役・社外監査役に対し、有価証券報告書等の経営資料により、事業環境等の説明を行うこととしております。また、取締役・監査役が、それぞれの役割・責務を果たすために必要な知識を習得するのに必要な費用の支援を行うこととしております。

【原則5-1】
株主との建設的な対話を促進するための方針
(i)株主との対話を統括する役員として、財務担当役員が担当しております。対話の申込みに対しましては、その目的および内容の重要性、対話希望者の属性等を考慮いたしまして対応を検討いたします。
(ii)株主との対話を補助する部門として、総務部と財務部が共同で対応することとし、株主との対話が効果的になるよう努めることとしております。
(iii)投資家に対しましては、当社ホームページ上に決算短信等を掲載するとともに、適時情報を開示しております。
(iv)株主との対話おいて把握された意見や懸念につきましては、取締役を含む経営陣および関係部門に適宜報告を行い、フィードバックいたします。
(v)株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めるものとし、公平性を確保するため、決算発表までの数週間を沈黙期間として、決算に関する問い合わせについては対応等を控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人三谷進一育英会	2,249,227	7.11
三谷セキサン株式会社	2,217,517	7.01

三谷土地ホーム株式会社	1,832,000	5.79
三親会	1,689,000	5.34
三谷設備株式会社	1,150,800	3.64
第一生命保険株式会社	1,104,000	3.49
東京海上日動火災保険株式会社	1,076,924	3.40
三谷宏治	946,000	2.99
三谷聡	818,500	2.59
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	753,500	2.38

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野俊和	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野俊和	○	独立役員	取締役としてふさわしい人格と識見を有し、また経営者としての豊富な経験と知見を有し、当社グループと重大な利害関係がなく独立性を確保できることから、経営全般の監督と有効な助言が期待できるため社外取締役に選任しております。また、当社と佐野俊和氏の経営する会社とは取引金額が僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年2回定期の監査報告会を開催しております。その他必要に応じて監査について意見の交換を行っております。
また、監査役と監査室は随時情報交換を行い、業務について有効な監視および監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎幸雄	他の会社の出身者	●									○	○		
多田順子	その他	●												

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎幸雄		―――	監査役としてふさわしい人格と識見を有し、また経営者として豊富な経験と知見を有し、当社グループと重大な利害関係がなく独立性を確保できることから、公正かつ中立的・客観的な視点から適切に監査を行い、経営全般の監督監査と有効な助言が期待できるため社外監査役に選任しております。
多田順子		―――	会社経営に関与した経験は有しておりませんが、さまざまな分野に関する豊富な知識と経験を有していることから、公正かつ中立的・客観的な視点から適切に監査を行え、経営全般の監督監査と有効な助言が期待できるため社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬は、役位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で、株主総会の承認を得た報酬の範囲内で支出することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2015年3月期において取締役に支払われた報酬等の総額は303百万円(支給人数5名)、監査役の報酬等の総額は17百万円(支給人数3名)であります。(なお、報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額および取締役にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。)
会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬限度額(取締役の報酬額は月額50百万円以内、監査役の報酬額は月額2.5百万円以内)を決定しております。各取締役の報酬額は取締役会で決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役につきましては、取締役会の事務局である総務課より取締役会等の開催日程、議案およびその内容等につき、事前に説明を行っております。
また、社外監査役につきましては、要請に応じて監査室が補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

グループの経営方針・戦略の意思決定および業務執行の監督機関としての取締役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、取締役は5名(内社外取締役1名)で、任期は1年としております。
また、業務執行機関である執行役員制度の導入により、業務執行責任の強化、明確化を図っており、執行役員は11名で、任期は1年としております。
専務以上で構成される経営幹部会は週に1度開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て業務執行の決定を行っております。
経営執行状況の監督機関としての監査役会は、監査役3名で構成されており内社外監査役は2名であります。
内部監査機能としての監査室は、内部監査の強化を図るため監査室の人員を3名とし、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監

査しております。
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は高木勇氏、山本栄一氏であり、太陽有限責任監査法人に属し、また補助者は公認会計士10名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は監査役制度を採用しており、取締役会、経営幹部会、監査役会および監査室、公認会計士のそれぞれの機関により、的確な意思決定と効率的な業務執行を行う一方、適正な監査および監視を可能とする経営体制が構築できていることから、本体制を採用しております。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会集中日の2週間前に開催しております。2015年3月期の株主総会は6月11日に開催しました。
その他	株主総会会場において、事業報告等の内容をスクリーンに映すビジュアル化を実施し、株主様の理解を促進することに努めております。 また、当社ホームページ上に招集通知を発送日前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知、適時開示資料等の発表した資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務担当役員が統括しており、総務部および財務部が補助しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・顧客・取引先・社員向けの行動指針を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動の一環として、修学困難な学生に学資金を援助する一般財団法人三谷進一育英会、福井県内におけるボランティア活動等を助成する一般財団法人三谷市民文化振興財団を運営しております。 また、環境負荷低減への取組みとしましては、茨城県において15基（30,000kWh）、青森県において5基（10,000kWh）の風力発電を、兵庫県においてメガソーラー（1,000kWh）の再生可能エネルギー事業を展開しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、役員および従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることについて社員研修等の実施を通して周知徹底を図る。また、法令上疑義のある行為について、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令や社内規定に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドライン等を制定する。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、役員および従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることについて社員研修等の実施を通して周知徹底を図る。また、法令上疑義のある行為について、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令や社内規定に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドライン等を制定する。
また、工場においては、環境面、労働安全衛生面、品質面を管理し、リスクの防止に取り組むこととする。
万一不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し担当する本部長を決め、各部門の責任者および顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーにより構成するチームを組織し、迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。
また、専務以上で構成される経営幹部会を週に1度開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社企業グループの管理については、子会社管理規程に基づき、当社財務部において各子会社の管理業務を行う体制をとることとする。また、各子会社の業績については、当社において担当部門または担当役員を定め、毎月各子会社より業績の報告を受け、当社取締役会に報告することとする。
コンプライアンスについては、担当部門または担当役員を通して、各子会社が遵守すべき規則または法令等の周知徹底を図り、法令遵守体制の整備に努めることとする。
リスク管理については、各子会社においてリスク管理のための規則やガイドラインを策定し、これに基づきリスク防止に努めるとともに、万一重大なリスクが発生した場合には、当社担当部門または担当役員に報告するものとする。
各子会社には、当社取締役および監査役を派遣するほか、当社監査室による監査を定期的に行い、業務の適正を確保するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当該社員の取締役からの独立性および監査役の当該社員に対する命令の実効性を確保するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会および重要な会議に出席して意見を述べるものとする。
当社または当社企業グループに重大な損失や問題が発生するおそれがある場合は、担当部門の責任者は、速やかに監査役に報告するものとする。
また、監査役は取締役・執行役員・従業員および子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、これらの者は監査役の求めに応じて随時報告その他の必要な協力するものとする。
当社は、通報者保護に配慮した内部通報者制度を設け、監査役への報告を行った者に対して不利な取扱いは行わないものとする。
また、監査の実効性を担保するべく、監査役の職務の執行に必要な経費は会社が負担するものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および当社企業グループ、当社の特別利害関係者、株主および取引先などに反社会的勢力との関係はありません。
当社においては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを反社会的勢力排除の基本方針としております。
社内体制としては、反社会的勢力の対応部署を総務課とし、「反社会的勢力管理マニュアル」「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しております。また、総務課は反社会的勢力であると認定した取引先の情報および外部専門機関からの情報を一元的に管理しております。
新規取引を開始する際には、財務課が「反社会的勢力管理マニュアル」に基づき、危機管理会社が提供するスクリーニングシステムなどの情報から新規取引先が反社会的勢力と関係していないかを調査しております。なお、既存取引先につきましては、反社会的勢力との関係を調査した上で、暴力排除条項を導入した契約書の締結および覚書などの差し入れで対応しております。
また、役員登用時には経歴・賞罰を調査・確認した上で、反社会的勢力との関係がないと誓約する役員・執行役員の「就任承諾書」の提出を求めております。
社員・契約社員に対しましては、「正社員就業規則」および「契約社員就業規則」の服務規律におきまして、反社会的勢力との関係遮断および「反社会的勢力管理マニュアル」「反社会的勢力対応マニュアル」の遵守を明文化しております。
また、監査室が実施する内部監査によるモニタリングにおきましても、「反社会的勢力管理マニュアル」「反社会的勢力対応マニュアル」の運用状況などを監査・報告する体制を整備しております。
反社会的勢力からの接触があった場合は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて対応することとなっております。また、当社における不当要

求防止責任者を選定して暴力追放センターが実施する講習を受講させ、所轄警察署に届け出を行い、警察・弁護士などの外部専門機関と連携できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年5月8日開催の取締役会におきまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、当社および当社グループ会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、さらに向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という）の具体的内容を決定いたしました。本プランは、2008年6月20日開催の第91回定時株主総会において承認可決され、2011年6月16日開催の第94回定時株主総会、2014年6月13日開催の第97回定時株主総会において更新が可決されました。
なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（http://www.mitani-corp.co.jp/）に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

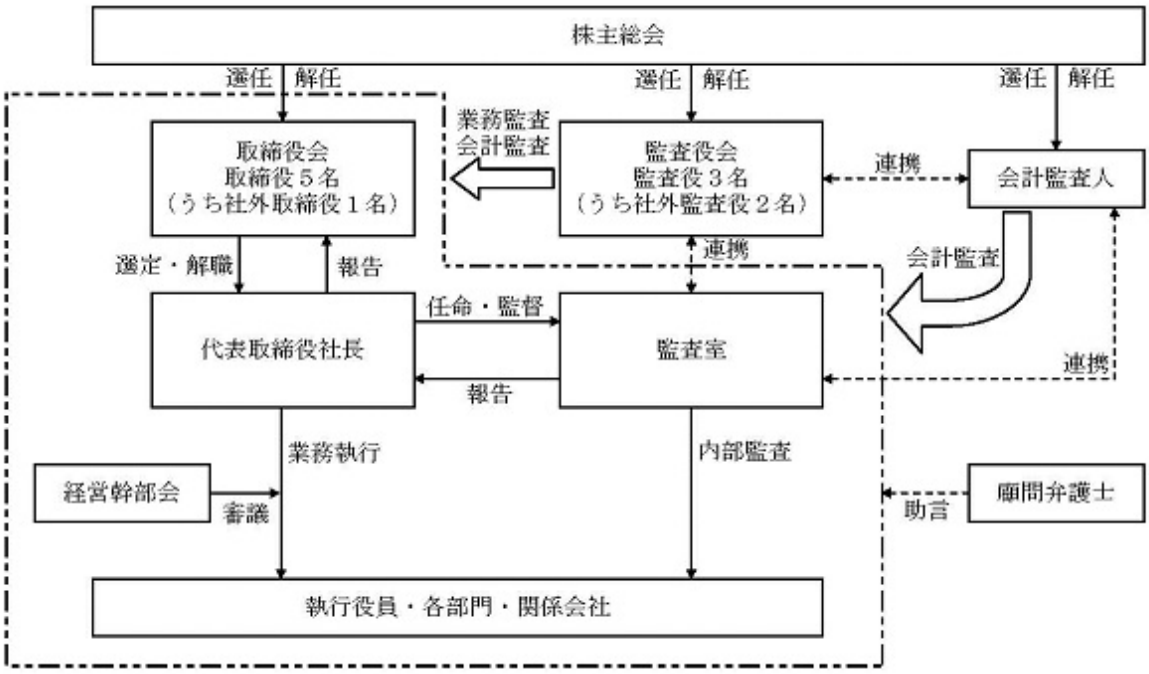
該当項目に関する補足説明

当社は、2008年5月8日開催の取締役会におきまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、当社および当社グループ会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、さらに向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という）の具体的内容を決定いたしました。本プランは、2008年6月20日開催の第91回定時株主総会において承認可決され、2011年6月16日開催の第94回定時株主総会、2014年6月13日開催の第97回定時株主総会において更新が可決されました。
なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（http://www.mitani-corp.co.jp/）に掲載しております。

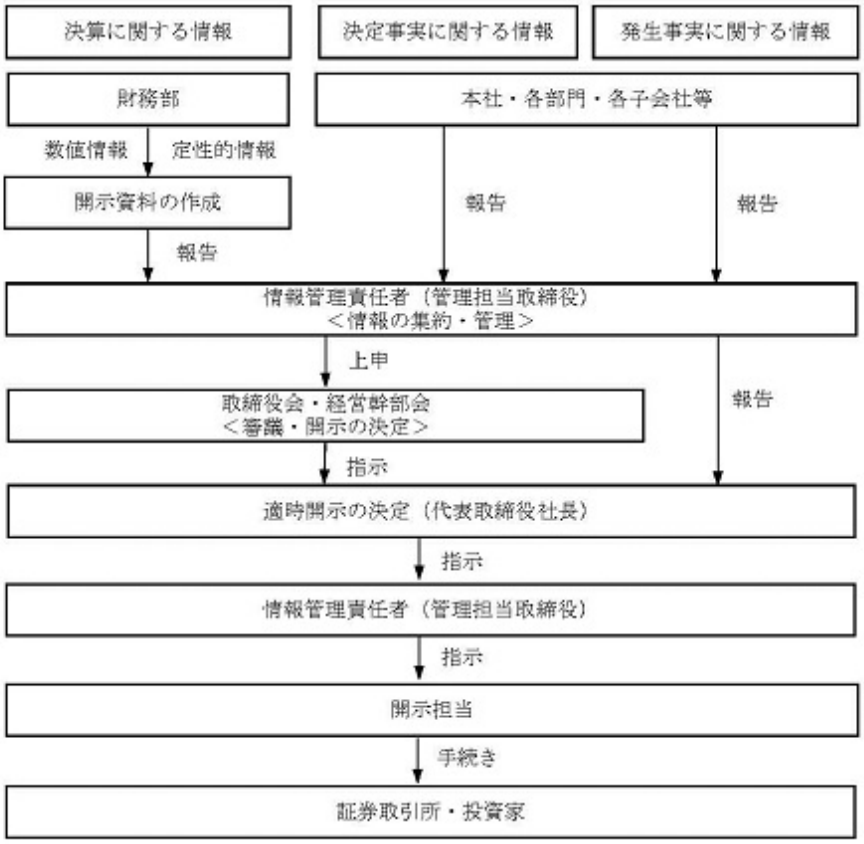
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



・決算に関する情報は、財務部が開示資料を作成し、情報管理責任者に報告することなっております。
・決定事実、発生事実に関する情報は、本社・各部門・子会社等から情報管理責任者に報告することになっております。
・当社及び子会社等の情報開示に関する管理及び手続きはすべて情報管理責任者の管轄としております。
・株主総会及び株式に関する情報管理及び法定上必要な手続きは総務部が行っております。
・法律の遵守・対応及び契約に関する業務と情報管理は総務部が行っております。
・証券取引所との連絡窓口は情報管理責任者であります。

https://www.online4.tdnet.info/.../jsp/tdzz.download?uji.verb=download&uji.id=fw_discloserData&time=1449817666349[2015/12/11 16:09:00]